

(続紙 1)

京都大学	博士 (人間・環境学)	氏名	澤田 裕子
論文題目	平安貴族社会における「家」成立過程の研究		
(論文内容の要旨)			
<p>本学位申請論文は、日本の平安時代の父子関係とそれを取りまく親族集団の変化から、中世的な「家」の成立過程を解明するものである。本論文は序章「問題の所在」、第一章「藤原実資の小野宮第伝領について」、第二章「平安中期の叙爵と元服前叙爵の成立」、第三章「平安貴族社会における養子の展開」、第四章「平安貴族社会における追善仏事と氏寺」、終章「まとめと今後の課題」から構成されている。</p> <p>序章では、古代の家族に関する研究の現状と課題を提示する。「家」成立の指標の中で注目されるのが政治的地位の父子継承で、服藤早苗氏は親族集団から「家」が成立すると主張し、高橋秀樹氏は親族集団と「家」は継承原理が異なり、親族集団から「家」は成立しないとす。両氏の「家」と親族集団に関する見解が異なるため、本論文では、十・十一世紀の公卿層の父子関係と親族集団の変化を様々な視点から分析する。</p> <p>第一章では、藤原実資の小野宮第の伝領を中心に、財産継承における養子の処遇から、養子の位置づけについて考察する。平安貴族社会では、養子は基本的に養父の財産分与の対象ではないが、藤原実頼は養子実資に小野宮第を譲与し、実資は養子資平に小野宮北宅などを分与しており、財主は財産の一部を特定の養子に譲与することができたと指摘する。また、実資は財産の大半を娘一人に譲与することから、財主の意思は相続慣習より優先され、偏った財産処分が可能であったと説明する。そのような財産分与が社会的に認められるには、同居の親族など、財主と特に親しい関係にあることが必要だと結論づける。</p> <p>第二章では、子息の出身が父の政治的地位によって決定される仕組みの変化、とくに元服以前の子どもが五位に直叙される元服前叙爵について考察する。従来の研究では、十世紀前半に摂関等の子息を対象に、元服と同日に五位に直叙される元服同時叙爵が成立するとされてきた。これに対し、申請者は、十世紀後半に、一般公卿の子息が年爵や氏爵により十代で五位に直叙される若年叙爵が公卿層全体に広まり、同じ頃、元服以前の子どもが五位に直叙される元服前叙爵が公卿の子息に見られるようになると指摘する。これは、一般公卿の間では年爵等を確保しにくく、元服前叙爵は子息を確実に出身させるためであると説明する。十一世紀前半には、摂関子息は元服同時叙爵、公卿子息は主に元服前叙爵、諸大夫子息は任官後ある程度の期間を経て叙爵されると論じ、家筋や父の政治的地位に応じて子息の出身が決定され、摂関・公卿層と諸大夫層の身分的区別が形成されたと主張する。</p> <p>第三章では、十・十一世紀の養子関係と親族集団の変化について考察する。従来の</p>			

研究では、平安前期の養子のほとんどが、養父の地位を利用して出身を有利にするためであったとされてきた。しかし、申請者は、天皇や摂関に限り、出身を有利にするため実父の健在な子息を養子にできたと論じ、それ以外の大半は、実父が死去や出家した子息を近親が養子とするケースであるとする。十一世紀になると、実父の健在な子息を養子にする「実父あり」型養子が一般公卿でもみられるようになり、実男子のない養父が養子を迎える「実男子なし」型養子も増加するが、後者は日常生活の補佐とするためであると説明する。十一世紀に養子のあり方が多様化する背景に、父子関係の強化と親族集団の弱体化のあることを指摘する。すなわち、既存の親族集団を補強する目的などのため、擬制的な父子関係が設定され、一方、十一世紀中葉に摂関の間では後継のための養子が出現し、父子継承される「家」が一般公卿に先駆けて成立すると結論づける。

第四章では、十・十一世紀における追善仏事の場と親族集団の変容を分析する。従来、氏寺など追善仏事の場は親族集団への帰属を示し、平安中期には父方や母方・夫方の氏寺を用いるため、親族集団は双系的とみなされてきた。しかし、申請者は、摂関の氏寺を追善仏事の場に利用するのは、建立者本人とその男系子孫、その妻や皇親の外孫であり、親族集団は父系的であると強調する。母方氏寺の利用は親王・内親王にほぼ限られ、それは王家の親族関係の特殊性に由来する。臣下では、建立者の子や孫を中心に父方氏寺が多く用いられ、曾孫以下の世代はあまり利用しないと論じる。平安中期には、親族集団は始祖の子・孫を中心に構成され、次の世代では新たな集団に分節するとする。十一世紀半ば以降、親族集団の核となる氏寺が建立されず、新たな分節集団が形成されなくなると、既存の親族集団の求心力は低下し、その結果、追善仏事の場では故人の生活や信仰が重視され、氏寺以外での追善仏事が増加すると指摘する。中世的「家」が成立し、親族集団は「家」を補完する存在へと転換すると述べる。

終章では、本論文の論点を整理し、今後の課題を提示する。元服前叙爵や「実男子なし」型養子の増加など十世紀から十一世紀の様々な変化は、父子関係の強化と親族集団の弱体化を示し、親族集団は父子関係を補完する存在へと転換するとする。中世的な「家」は、政治的地位などの父子継承が徐々に実体を獲得して成立すると結論づける。今後の課題に十二世紀以降の「家」と親族集団、家格の成立、嫡子単独相続の成立過程などを挙げる。

(続紙 2)

(論文審査の結果の要旨)

本学位申請論文は、平安時代の父子関係と親族集団の変化から、父子継承される「家」の成立を解明するものである。この時期の家族論は高群逸枝以来の難問であるが、申請者はこの課題に果敢に取り組み、十分な成果をあげたと評価できる。本論文の意義を、(1) 各章ごとの内容、(2) 全体にわたる論旨の二つに大別して述べる。

(1) 各章がそれぞれ先行研究の問題点を乗り越えることに成功し、これが史料の博搜に裏付けられて、斬新で有効な結論を得ることにつながった。第一章では、藤原実資の小野宮第の伝領に対する旧来の見方を一新する。小野宮第は女系伝領の典型とされたが、申請者は性別ではなく養子への財産分与に留意し、財主の強い力と同居の親族・養子などとの間の相続関係を解明することに成功した。第二章では、元服同時叙爵などの先行研究を受け、元服前叙爵に焦点をあてて、その成立過程を綿密に分析した。第三章では従来の子に関する見解を覆し、十一世紀の養子の多様性、すなわち既存の親族集団を補強する、それに代わる新たな集団を構築する、また養父を補佐するなどのため、擬制的な父子関係が設定されることを見出した。

第四章は、本論文の中でも、もっとも画期的な成果をあげている。氏寺と追善仏事の場を徹底的に調査し、親族集団＝双系説を王家の親族集団の特殊性から批判する。また、十一世紀の法成寺と平等院に着目し、前者は藤原道長夫妻と男女子の仏事に限られ、後者は追善仏事にほとんど利用されないと指摘する。また、氏寺以外の「他所」での仏事の事例を収集し、故人の生活や信仰が重視されて追善仏事の場が選択されたと結論する。法成寺・平等院や「他所」・故人への着目は従来なく、本論文によって氏寺と親族集団論はまったく新たな段階に入ったと言える。また、この成果と相まって、以下の事実が判明した意義も大きい。一つは建立者の曾孫世代では新たな分節を形成して新陳代謝を繰り返したこと、二つは追善仏事に利用される氏寺は十一世紀前半までに建立されたことである。今後の氏寺論や親族集団論は、この二つの事実から新たな論点が展開される可能性が大きい。

(2) 第一に、中世的な「家」の成立と父子関係・親族集団の変化を解明するという本論文の目的は、十分に達成されたとみとめられる。家族論・「家」論は一九八〇年代に、それまでの家父長制論から双系制論などへと前進したが、近年はやや停滞の感がある。中でも、父子継承される「家」の成立は中心的な課題であるが、見解の一致に至っていない。本論文はその「家」の問題を真正面から受け止め、財産継承・叙爵・養子・追善仏事などを分析した。十世紀から十一世紀の様々な変化は、父子関係の強化と親族集団の弱体化を示し、親族集団は父子関係を補完する存在へと転換すると結論づける。今後は、十二世紀以降の勧修寺流藤原氏の事例などを再検討し、自説をさらに発展させることが望まれる。

第二は、王家・摂関家・公卿層・諸大夫層の各々の特色が判明したことである。一つは王家・摂関家の親族集団の性格が見出された。すなわち、王家に関しては、親王・内親王は母方摂関家の氏寺を利用するが、王家の御願寺は追善仏事にほとんど活用されず、王家の親族集団は特殊であること。また、藤原基経男系子孫（摂関家）では、男女を問わず父方氏寺を利用する比率が高く、基経男系子孫以外の女性が基経男系子孫の妻となる場合には、故人の父方氏寺よりも夫方氏寺が用いられる割合が高いこと。さらに養子の分析から、摂関家では後継のための養子が一般公卿に先駆け成立したとする。これらのことから、摂関家の父子関係と親族集団の先駆性が明らかとなった。二つは、摂関・公卿層・諸大夫層の「家筋」が分立する様相が具体化されたことである。摂関等子息の元服同時叙爵、公卿層子息の元服前叙爵、諸大夫層の任官後叙爵など、父の官職や家筋に応じた出身パターンが成立し、この階層ごとの格差が、十二世紀以降の家格成立の前身であると強調する。親族集団や出身の相違など、様々な側面から、王家・摂関家・公卿層・諸大夫層の特色が指摘された。

第三は、十世紀と十一世紀の不連続性が浮かび上がったことである。一つは養子の性格変化である。十世紀には、実父が死去や出家した子息を養子とするケースが大半であるが、十一世紀には、「実父あり」型養子や「実男子なし」型養子が増加すると主張する。そのさい、十世紀には養子の目的や対象の側面で、戸令の養子規定がある程度守られるとする。また、十一世紀半ば以降、親族集団の核となる氏寺が建立されず、新たな分節集団が形成されなくなると指摘する。この事実は、氏寺の性格の大きな変化を示している。

十世紀と十一世紀の不連続をどう評価するのか、十一世紀と十二世紀の関連性はどうか、申請者が終章で課題に挙げた十二世紀以降の「家」と親族集団、家格の成立などとともに、残された問題がないわけではない。しかしながら、上記のように本論文の目的は十分に達成され、さらに数々の創見がみとめられる。

よって、本論文は博士（人間・環境学）の学位論文として価値あるものと認める。また、平成28年5月26日、論文内容とそれに関連した事項について諮問を行った結果、合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規定第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。

要旨公表可能日： 年 月 日以降